

## 学内における活動

□進路・就職支援センター運営委員会委員、法学部改革室会議委員、法律総合コース運営委員会委員長、企画委員会委員等

## 学外における活動

□京都地方裁判所や京都市役所等の学外委嘱委員

## 主要な研究業績

□論説「カナダ刑法における正当防衛と自招侵害に関する一考察」単著・同志社法学第51巻第6号（2000年）116-161頁

□博士論文「自招侵害について」単著・博士論文（同志社大学）（2005年）

□論説「正当防衛状況の創出と刑法三六条」単著・大谷實先生喜寿記念論文集403-442頁（成文堂）（2011年）

## 最近の研究業績

□論説「状態犯と継続犯に関する一考察～最高裁平成24年7月9日第三小法廷決定を契機として～」単著・産大法学49巻1=2号1-30頁（2015年）

□論説「防衛行為の相当性に関する一考察」単著・浅田和茂先生古稀祝賀論文集[上巻]143-160頁（成文堂）（2016年）

□論説「自招侵害、自招危難、強要による行為に関する一考察―法益衝突状況の自招と法益の保護―」単著・日高義博先生古稀祝賀論文集上巻259-277頁（成文堂）（2018年）

## □研究テーマ

# 刑法解釈学における違法性論の研究

## □研究の取組み

専門は刑法解釈学であり、正当防衛を中心とした違法性論に関する研究を行っている。

違法性阻却事由である正当防衛は、古くから、その正当化根拠をはじめ、その成立要件について議論がなされてきた。その中でも特に複雑な問題の一つとして認識されている自招侵害（自ら招いた正当防衛状況）に焦点を置いて研究を続けている。本問題は、違法性論における結果無価値論と違法二元論の対立を色濃く表す問題の一つであると共に、各人の拠って立つ正当防衛の正当化原理を反映する。よって、自招侵害において正当防衛として違法性阻却を認める限界を示すことは困難を極めるわけであるが、違法性阻却を認めるか否かという犯罪の成否にかかわる問題について一定のガイドラインを示すことは、法的安定性、そして刑法の行為規範、裁判規範としての役割から重要であることはいまでもなく、実務にも資する学術的研究を進めている。

このように、歴史も古く、違法性論における重要な研究領域である正当防衛論であるが、裁判員制度がスタートしてから理論と実務の架橋がそれまで以上に注目され、さらに、平成29年に注目すべき最高裁決定（最決平成29年4月26日刑集71巻4号275

頁）が下され、正当防衛論に関する活発な議論がくりひろげられている。かつては意図的に正当防衛状況を招致した場合に焦点が置かれていた自招侵害という問題も、現在は、意図的招致だけでなく、法益衝突状況を自ら招致した場合全般へと研究対象は広がっており、自招行為、つまり、正当防衛状況に先行する事情を正当防衛の成否においてどのように捉えるべきかという問題

として展開されている。

以上のような学術的状況にある正当防衛論について研究を進める一方、我が国に資する比較法研究も行っている。具体的には、英米法系におけるreasonableness概念の研究、そして、刑法典の旧規定で自招侵害について定めていたカナダ刑法について研究を行っている。我が国においてカナダの刑法理論を研究している者は稀有であり、学術的独自性と独創性を有していると自負している。さらに、近年、カナダにおいては、安楽死や薬物に関して注目すべき議論が繰り広げられており、同国は比較法研究の対象国として大いに価値があるといえよう。

最後に、研究内容・成果と教育とのつながりについてであるが、正当防衛は法学部の刑法科目において必ず教示される理論であると言っても過言ではなく、本研究は教育内容の発展につながるといえる。違法性阻却事由である正当防衛論を教示することは、「日常会話における犯罪の成否」と「刑法解釈学における犯罪の成否」との相違を理解させるにおいて、そして、法律が社会と密接に結びついていることを学生に認識させるにおいて最良であり、この観点からも本研究は意義あるものといえよう。